第11次南陽市交通安全計画<概要>

第11次南陽市交通安全計画の位置付け

- 交通安全対策基本法(第26条)の規定に基づき、国・県の交通安全計画を上位計画として、南陽市における交通安全施策の大綱を定めるもの。
- 計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

基本理念

- 交通事故のない、安全・安心な南陽市を目指す
- ○「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する
- 高齢化が進展しても安全に移動できる社会を構築する

1 交通事故の現状と目標

現 状

第10次南陽市交通安全計画(平成28年度~令和2年度)の検証

【第10次計画目標】

- ◆ 年間の交通事故死者数を0人とする
- ◆ 年間の交通事故<u>負傷者数</u>を200人以下とする

【結 果】 (単位:人)

年	H28	H29	H30	R1	R2	平均
死 者 数	2	1	2	2	2	2
負傷者数	309	245	168	151	78	190

- ・死者数の目標は未達成であるが、負傷者数の目標は平成30年以降達成することができた。
- ・特に令和2年には、年間負傷者数78人と、目標を大幅に下回ることができた。

【事故の特徴】

- ◆ 高齢ドライバー・青年ドライバーによる事故が多い(第1当事者である割合が半数を占める)
- ◆ 国道·県道等幹線道路における発生件数が多い(全体の約7割を超える)
- ◆ ドライバーの交通ルール違反(事故原因の多くがドライバーの不注意によるもの)
- ◆ 午後の時間帯に事故が発生する割合が多い(全体の約半数を占める)

目標

【第11次南陽市交通安全計画目標】

- ◆ 年間の交通事故死者数を0人とする
- ◆ 年間の交通事故重傷者数を8人以下とする

(重傷者数の目標人数算出根拠)

県の第10次計画期間の年間重傷者数の平均482人と第11次計画の目標人数280人との比率※を参考に 設定 ※減少率:△41.9% 本市の年間重傷者数:平均14人

2 交通安全についての対策

安全対策を考える5つの視点

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法 意識の向上
- ③ 幹線道路及び生活道路における安全 確保
- ④ 先端技術の市民への周知
- ⑤ 市民一人ひとりの意識改革

交通安全対策の重点事項

- ◎ 高齢者と子どもの交通安全対策の推進
- ◎ 交差点での交通事故防止対策の推進
- ◎ 生活道路及び幹線道路における交通事故防止対策 の推進
- ◎ 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進
- ◎ 衝突時の被害軽減対策の推進



交通安全のための施策の展開

交通安全思想の普及徹底

○ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

【幼児】 基本的な交通ルール・交通マナーの習得

【児童・生徒】 歩行者としての心得・自転車の安全な利用とマナーアップの教育、交通安全ありがとう運動の実践 【成人】 運転者に対する教育の推進

【高齢者】参加・体験・実践型交通安全教育の推進、夜光反射材の着用促進

- 効果的な交通安全教育の推進
 - 交通指導員の設置、交通安全専門指導員の設置
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - 交通安全運動の実施、街頭啓発の実施、広報活動、シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底、薄暮時・夜間の 交通事故防止
- 地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進
 - 関係機関・団体と連携し、子どもと高齢者を守る地域づくりを推進
- 飲酒運転の根絶
 - 交通安全県民運動と連動しキャンペーンを実施
- 自転車の安全で適正な利用の促進
 - マナーアップ、損害賠償責任保険等への加入の普及啓発、ヘルメット着用の促進
- 踏切事故防止の啓発

交通環境の整備

- 「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備 歩道・自転車道・通学路の整備
- <u>交通安全施設等の整備促進</u> 道路照明・ガードレール・カーブミラー等の整備
- 道路除排雪の充実